

その空き家大丈夫？



千曲市キャラクター「あん姫」

千曲市内に住宅をお持ちの皆様へ



空き家を管理するポイント

ご近所や周辺に迷惑をかけないために、定期的に点検することが大切です

- 近所の方や区・自治会の役員に連絡先を伝えておく
 - 郵便局に転送依頼をする
 - ホームタンクやポリタンクに貯蔵している灯油はすべて処分する
 - 庭木や雑草の手入れをこまめに行う
 - 水道の水抜きを行う
 - 住居の補修や換気を行う
 - ◆屋根 壁 窓 ドア 土台 基礎など
 - 厳重に戸締りをする
- ※遠方にいる、入院しているなど管理ができない方は空き家の管理を請け負う業者に管理を頼みましょう

空き家にならないために

- 次の世代の家族が住む予定のない住宅をお持ちの方は、関係する親族の中で将来の活用や処分について検討し、一定の方向を決めておきましょう
- ※登記や相続など難しい問題は、弁護士や司法書士など専門家に相談しましょう

【シリーズ】知っておきたい空き家のはなし

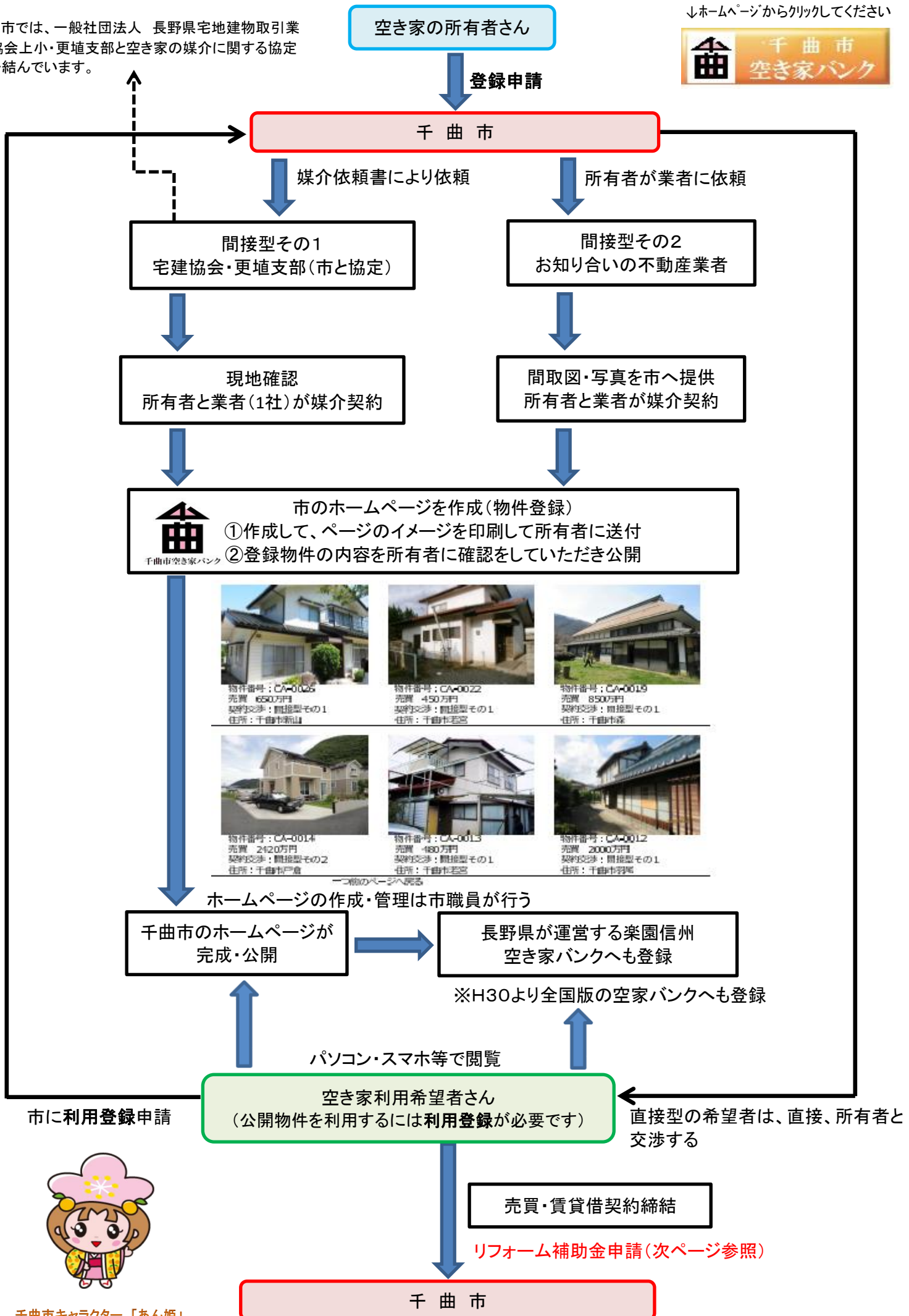
市報千曲 平成29年9月号・平成29年11月号・平成29年12月号・平成30年1月号・平成30年2月号・平成30年3月号に掲載されています。
千曲市ホームページ <http://www.city.chikuma.lg.jp> (お役立ち情報>市報千曲>市報バックナンバー一覧からご覧いただけます)

千曲市では「空き家バンク」を運営しており、千曲市内に空き家をお持ちの所有者さんと、千曲市内で空き家をお探しの利用者さんとの橋渡しをさせていただいております。

空き家を欲しい方に売却したい、誰かに貸して有効活用したい方、また、空き家を購入したり借りたりして千曲市に住みたい方は、ぜひ空き家バンクに登録をお願いします。

市では、一般社団法人 長野県宅地建物取引業協会上小・更埴支部と空き家の媒介に関する協定を結んでいます。

↓ホームページからクリックしてください



千曲市キャラクター「あん姫」

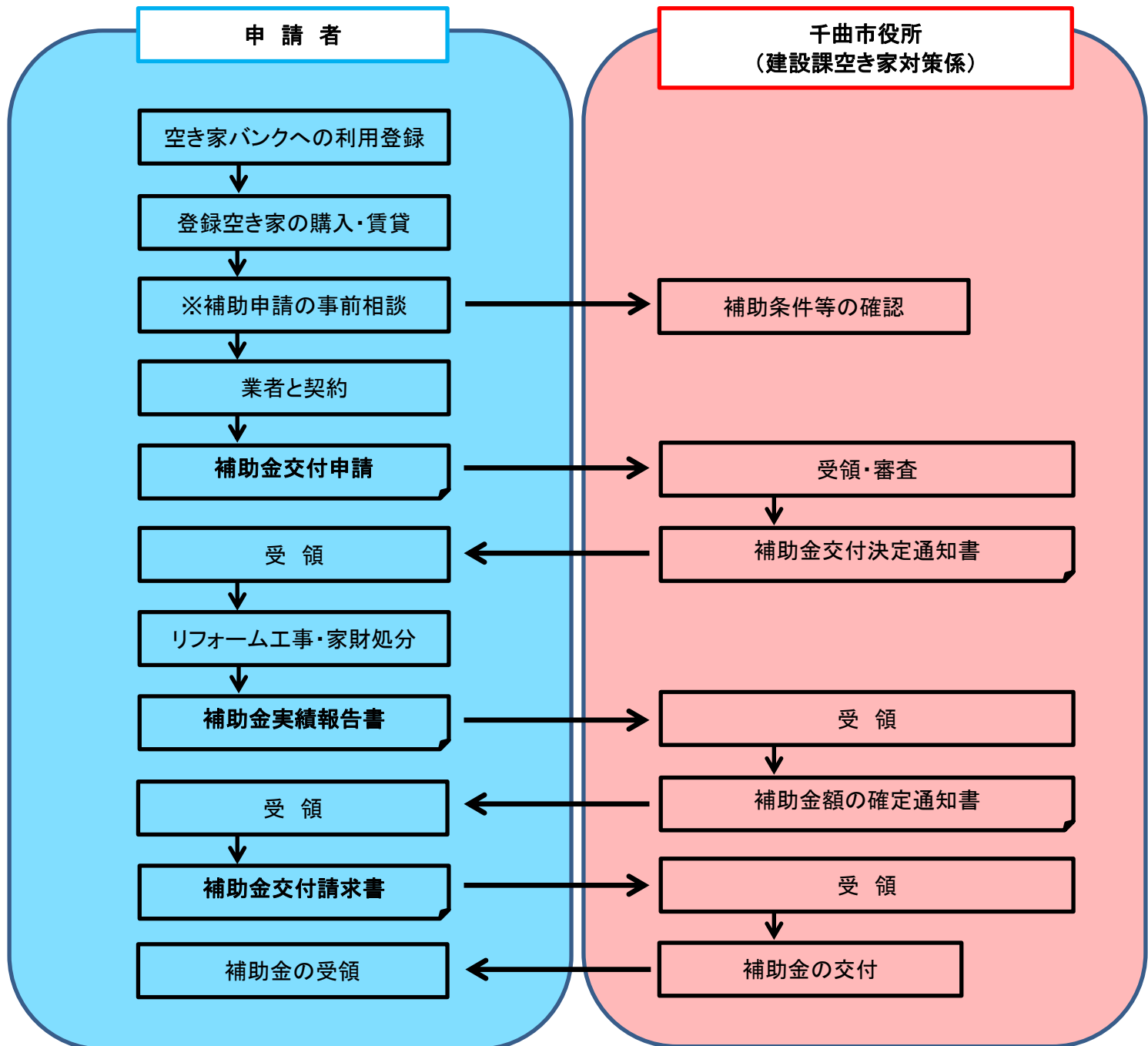
空き家バンク登録の物件を対象に リフォーム補助制度を開始します

令和元年10月1日 開始

千曲市では転入者または滞在者で、空き家バンク登録物件を購入・賃貸借して千曲市に10年以上居住する方を対象にリフォーム工事と家財処分にかかった費用の一部を補助します。

補助率：リフォーム工事にかかった対象経費の1/2（上限100万円）

補助率：家財処分にかかった対象経費の1/2（上限10万円）



※リフォーム工事及び家財処分の着手前に事前相談してください。

・賃借される方は、所有者への説明を十分に行ってから必ず所有者の承諾書を提出してください。

・交付申請時には、必ず空き家の売買契約書または賃貸借契約書の写しを添付していただきます。

契約書の写しの提出がない場合は、補助金の支払いができませんのでご了承ください。

・工事内容等を変更する時又は中止する場合は、補助事業変更・中止承認申請書を提出して承認を受けてください。

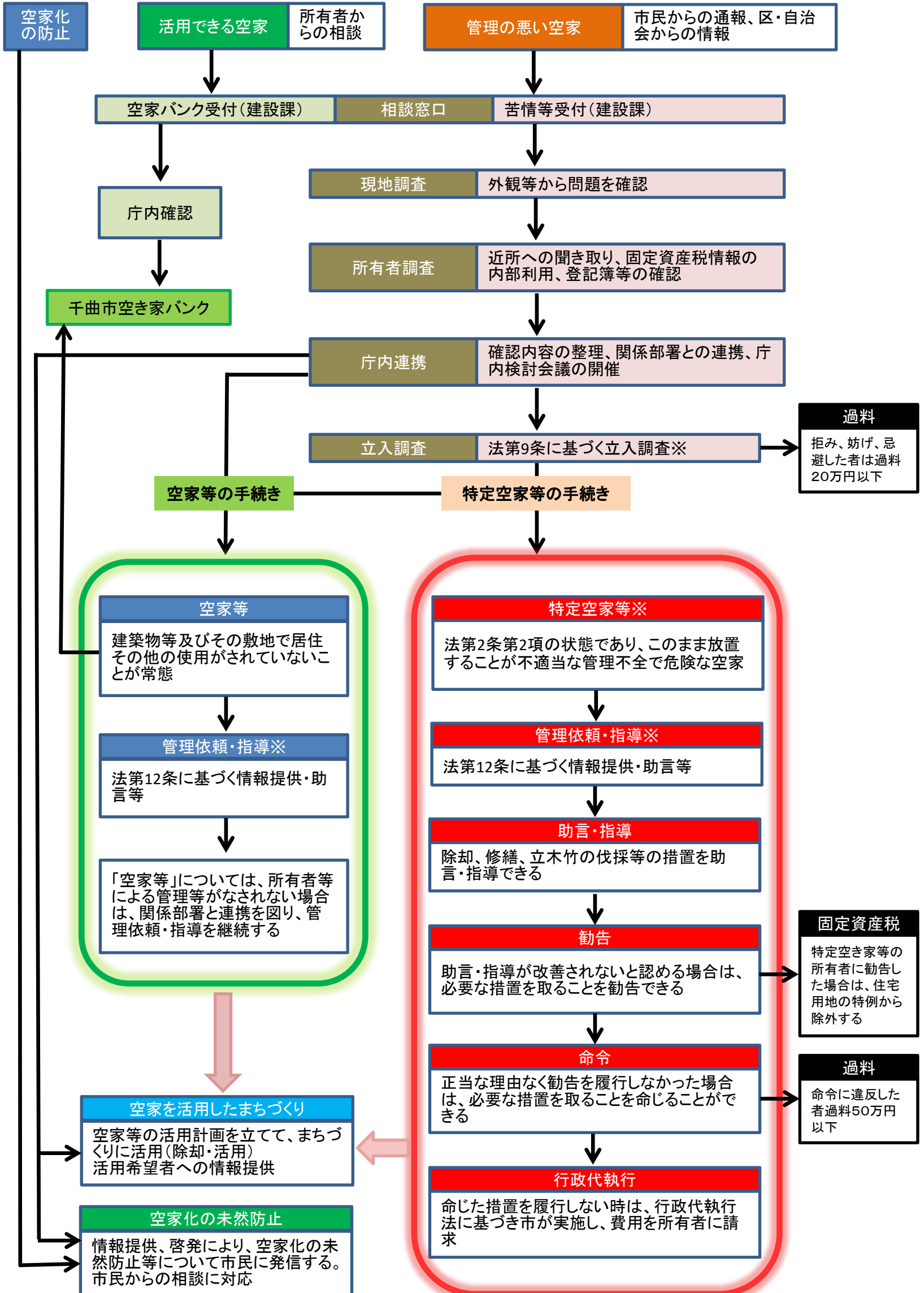
・リフォーム工事等によるトラブルに関して、千曲市では一切関知できません。

・伝統的建造物群保存地区(稲荷山地区)につきましては、リフォーム等の際に基準が定められており、市への届出等が必要な場合がありますのでご相談ください。

千曲市杭瀬下2-1 千曲市役所 建設課 空き家対策係
TEL:026-273-1111 メール:akiya@city.chikuma.lg.jp

千曲市の空家対策フロー

千曲市では全域に空き家が存在し、総合的かつ計画的に空家対策を推進するため千曲市空家対策計画を策定しました



※法: 空家等対策の推進に関する特別措置法